

昭和三十三年政令第二百七十九号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令

内閣は、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十三年法律第六十四号）第三

第一条

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「法」という。）第三

第二条

法第十四条の十一第一項（法第五十六条において準用する場合を含む。）に規定する常

第三条

法第十四条の十一第一項（法第五十六条において準用する場合を含む。）に規定する常

第四条

人口が一万以上の市町村以外の市町村の区域

第五条

生活衛生同業組合（以下「組合」という。）の代表者（その組合が会員となつて

第六条

生活衛生同業組合の代表者が法第十四条の十一第一

第七条

生活衛生同業小組合（以下「小組合」とい

第八条

の代表者が法第五十二条の十第一項にお

第九条

いて準用する法第十四条の十一第三項に規定す

第十条

の補助は、各年度において都道府県が都道府県生活

衛生営業指導センターの行う法第五十七条の四

第一条

法第六十三條第二項の規定による国の補助

第二条

都道府県知事は、第一項本文の規定に基づ

第三条

この政令は、公布の日から施行する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

の六第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「都

第一条

法第六十三條第二項の規定による国の補助

第二条

都道府県知事は、第一項本文の規定に基づ

第三条

この政令は、公布の日から施行する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年一月一日政令第三五二号）  
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四七年七月一日政令第二六三号）  
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四九年四月一五日政令第一二六号）抄  
この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年五月二三日政令第一八六号）抄  
この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。  
2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる審議会については、公布の日から起算して六月を経過する日までは適用しない。

一 略  
二 改正後の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行令第二条第二項及び第三項並びに第三条の規定 都道府県環境衛生適正化審議会

附則（昭和五四年九月一〇日政令第二四五号）  
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五九年六月二日政令第二〇六号）  
この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則（平成九年七月四日政令第二三五号）  
この政令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律の施行の日（平成九年七月二十日）から施行する。

附則（平成一一年二月八日政令第三九三号）抄  
この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年四月七日政令第一九九号）  
この政令は、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年四月十日）から施行する。

附則（平成一二年六月七日政令第三〇九号）抄  
この政令は、平成一二年六月七日から施行する。

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。（委員等の任期に関する経過措置）

3 この政令の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会の委員である者の任期は、当該委員の任期を定めたそれぞれの政令の規定にかかわらず、その日に満了する。

四 中央環境衛生適正化審議会

附則（平成一二年九月一三日政令第四二二号）  
この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成二七年三月三一日政令第一二八号）抄  
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年三月三一日政令第一二八号）抄  
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年三月三一日政令第一二八号）抄  
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年三月三一日政令第一二八号）抄  
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年三月三一日政令第一二八号）抄  
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年三月三一日政令第一二八号）抄  
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年三月三一日政令第一二八号）抄  
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年三月三一日政令第一二八号）抄  
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二七年三月三一日政令第一二八号）抄  
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年一月三一日政令第二一号）抄  
この政令は、旅館業法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月十五日）から施行する。

別表（第一条関係）  
一 主としてすしを扱う飲食店営業

二 主として麺類（中華そばを除く。）を扱う飲食店営業

三 風俗営業たる飲食店営業であつて、カフェ、バー、キャバレーその他これらに類するもの。ただし、旅館業を営む者が当該施設において併せ営む場合の飲食店営業を除く。

四 風俗営業たる飲食店営業であつて、料理店、待合その他これらに類するもの。ただし、旅館業を営む者が当該施設において併せ営む場合の飲食店営業を除く。

五 前各号以外の飲食店営業。ただし、旅館業を営む者が当該施設において併せ営む場合の飲食店営業を除く。

六 喫茶店営業

七 主として食鳥肉を扱う食肉販売業

八 前号以外の食肉販売業

九 氷雪販売業

十 理容業

十一 美容業

十二 興行場営業

十三 旅館・ホテル営業（旅館・ホテル営業の施設において併せ営まれる飲食店営業を含む。）

十四 簡易宿所営業（簡易宿所営業の施設において併せ営まれる飲食店営業を含む。）

十五 下宿営業

十六 浴場業

十七 クリーニング業